



AMMPL (BME)

行動規範

AMMPL (BME) 行動規範

I 前文

Association Materials Management, Purchasing and Logistics

資材管理・購買・物流管理協会（英語略称：AMMPL、ドイツ語略称：BME）は、法人会員1,500社を含む、約6,700名・社が加盟する組織です。AMMPLは、商工業、金融機関、保険会社、公共機関、エネルギー供給企業、物流支援企業など、あらゆる業種に属する会員で構成されています。

AMMPLとその会員は、自らの社会的責任を自覚しています。各供給市場において自社と仕入先の仲介人として調達プロセスに関与する者は全て、自社、得意先および仕入先、環境、社会に対し一定の責任を負っています。

具体的には、高潔さと公平性という価値観が各企業とその従業員の行動の指針となります。

本AMMPL行動規範は、公正、持続的かつ責任ある行動の倫理原則を支持する上で、資材管理・購買・物流管理協会とその会員の利益を実質的なものとするために策定された自主的な規範です。

AMMPL行動規範は、同規範に署名・同意する企業ならびにその経営管理者および従業員に適用され、署名・同意企業のあらゆる取引関係の基礎となるよう策定されています。

本AMMPL行動規範が規定する倫理原則は、国連グローバル・インパクト（付属書類）、ILO条約、国連世界人権宣言、国連子供の権利条約、国連女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、OECD多国籍企業ガイドラインの基本原則に基づいています。以下の第IIから第V条は、最低基準であり、企業および従業員の高潔さが問われかねない状況を避ける目的で規定されています。

本規範に署名・同意する企業は、グローバル・コンパクトの原則を守り、経営慣行においてかかる原則の支持に努めます。

II 一般原則、法律

本規範に署名・同意する企業は、あらゆる商取引において自らの社会的責任を果たすよう努めます。

本規範に署名・同意する企業は、その事業活動および経営的意思決定の全てにおいて、営業を行う諸国の現行法およびその他の適用条項の順守に努めます。取引先は公平に扱わなければなりません。契約は守らなければなりませんし、事業環境の枠組みの変化を考慮に入れる必要があります。

III 1. 汚職・独占禁止法・強制労働・児童労働

a) 汚職

取引先（得意先、仕入先）や国家機関と交渉・関係する際は、当事者双方において、組織の利害と個人の利益を厳格に区別する必要があります。行動および（購買の）意思決定は、目の前にある事業に無関係の検討事項や個人の利益に関わる動機とは切り離して、進めなければなりません。

現行の独占禁止法は順守しなければなりません。とりわけ、以下の条項を順守する必要があります。

公務員との交渉・関係における犯罪行為

本規範に署名・同意する企業およびその従業員が、当該企業またはその従業員自身または第三者に対する便宜を得る目的で公務員に対し個人的な便宜を供与する（特に長期にわたって小額の贈り物を供与ことを含め、支払いおよび融資などの現物付与を行う）ことは、認められません。

商取引における犯罪行為

商取引における優位な立場と引き換えに個人に現物給付を提供、約束、供与もしくは承認してはなりません。取引先との交渉・取引において個人的な便益を要求したり、受け取ってはなりません。本規範に署名・同意する企業は、従業員に対し、かかる便益の約束を認めないよう要求する必要があります。

本規範に署名・同意する企業の経営管理者および従業員が、商取引の過程で、禁じられた方法で取引関係に影響を及ぼす目的で、あるいは、取引先の業務上の独立性を侵す恐れのある者に対し、贈り物、支払い、招待またはサービスの提供を申し入れ、約束、要求、供与、受け入れることは許されません。

この禁止規定は一般的に、歓待、慣例、儀礼に関し通常の商慣行の範囲内に収まる贈り物や招待には適用されません。

本規範に署名・同意する企業は、贈り物のやり取り、接待やイベントへの招待に関し拘束力を持つ方針を公表することができます。こうした方針では、取引先（得意先、仕入先）との間でやり取り可能な小額かつ善意の象徴的性格を持つ妥当な贈り物、妥当な交際費や社の行事に関し、例外を規定することができます。かかる方針は、AMMPL、本規範に署名・同意する各企業ならびに既存の得意先や得意先候補に伝達されるものとします（開示）。

本規範に署名・同意する企業は、当該企業の従業員が利害の対立する状況に置かれている場合、または、利害の対立が現に存在するもしくは生じる可能性があるかどうかがいまいな場合に連絡可能な担当者を指名するものとします。

b) 競合他社に対する行動（独占禁止法）

本規範に署名・同意するAMMPL加盟企業は、公正な競争を尊重します。故に、本規範に署名・同意する企業は、競争を支持し、促す現行法、特に一般的な独占禁止法および競争を統制する法律を順守します。

競合他社に対しては、本条項では特に、共謀結託に加え、価格または取引条件に影響を与える、販売地域や顧客を配分する、禁止されている手段を用い自由かつ開かれた競争を阻害する目的で行われるその他の活動を禁じています。さらに、本条項では、得意先が再販時に価格体系およびその他の取引条件を独自に定める自由を奪うような協定を得意先と仕入先が結ぶことを禁じています。

禁じられている企業連合と合法的な企業提携を見分けることは難しいという事実を踏まえ、本規範に署名・同意する企業は、疑念が生じた場合に連絡可能な担当者を指名するものとします。

c) 強制労働

本規範に署名・同意する企業は、あらゆる形態の強制労働を拒絶します。

d) 児童労働

本規範に署名・同意する企業は、国連の人権および子供の権利に関する規則を尊重します。特に、本規範に署名・同意する企業は、就労の最低年齢条約（国際労働機関条約第138号）ならびに最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時行動条約（国際労働機関条約第182号）の順守に努めます。児童労働に関する国内規則がより厳格な措置を規定している場合は、かかる措置が優先するものとします。

III 2. 社会的責任を喚起する原則

a) 人権

本規範に署名・同意する企業は、国際的に認められている人権を尊重し、その擁護を支援します。

b) 差別

本規範に署名・同意する企業は、一般的な法律の範囲内であらゆる種類の差別に反対するよう努めます。差別とは具体的には、性別、人種、身体的障害、種族または文化的出自、宗教または世界観、年齢または性的指向に基づく不当な扱いが該当します。

c) 健康の保護

本規範に署名・同意する企業は、国の規定の範囲内で職場における労働者の保護と健康の保護を保証します。本規範に署名・同意する企業は、労働環境の改善に向けた持続的な取り組みの推進を支持します。

d) 公正な労働条件

本規範に署名・同意する企業は、一般的な法律の範囲内で労働者の団結権を尊重します。

e) 環境保護

本規範に署名・同意する企業は、現在と未来の世代のために環境を守るという目的を持続的に支持するよう努めます。環境保護に関し可決された法律は守らなければなりません。本規範に署名・同意する企業は、環境保護を意識し、従業員から発案された行動を支持しなければなりません。

f) 企業秘密

本規範に署名・同意する企業は、従業員に営業秘密および企業秘密を守らせるよう努めます。しかるべき承認なしに第三者に秘密情報を漏らしたり秘密文書を見せたりすること、あるいは、しかるべき承認が与えられているか、公式に入手可能な情報に関係がない限り、秘密情報や秘密文書にアクセスするその他の方法を提供することは禁じられています。

IV 仕入先

本規範に署名・同意する企業には、その直接の仕入先に本AMMPL行動規範第III条の1の基本原則を伝達し、できる限り仕入先に本AMMPL行動規範第III条の1の要旨の順守を促し、かつ、本AMMPL行動規範第III条の1の順守を求めることが、要求されています。本規範に署名・同意する企業にはさらに、自らの直接の仕入先に向け、その仕入先に対しAMMPL行動規範に従うよう求める勧告を行うことが求められています。

V 順守

本規範に署名・同意する企業は、自社および従業員に対しより高度な倫理慣行要件を含む行動規範を導入することもできます。

本規範に署名・同意する企業は、従業員に対し、本AMMPL行動規範に準拠する規定および同規範から生じる義務を認識させることに努めます。

本規範に署名・同意する企業は、特に、本AMMPL行動規範の諸原則に従うことができるよう、必要に応じ、指針の策定やプロセスの構築に努めます。

本規範に署名・同意する企業は、本AMMPL行動規範の順守に関し社を代表し明言することのできる、責任ある担当者を指名し、AMMPLに通達するものとします。本規範に署名・同意する企業は、しかるべき組織的準備を通し、当該企業とその経営管理者が本AMMPL行動規範を確実に順守できるよう取り組みを行います。上記は、適切な管理と妥当性チェックの導入と維持により達成可能です。

For further information on the BME compliance initiative and its membership modalities please visit www.bme.de/compliance

For further information regarding compliance or to follow up national legislations please enter the page www.bme.de/compliance

フランクフルト、2008年11月10日

付属文書

国連グローバル・コンパクト

10原則

グローバル・コンパクトの諸原則は、世界的なコンセンサスに基づき、以下から派生しています。

- 世界人権宣言
- 国際労働機関の就業の基本原則と権利に関する宣言
- 環境と開発に関するリオ宣言
- 腐敗の防止に関する国際連合条約

グローバル・コンパクトは、企業に対し、その影響の及ぶ範囲内で、人権、労働基準、環境、腐敗防止の各分野における一連の基本的価値観を尊重、支持し、成立させるよう求めています。

人権

原則1: 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重し、かつ、

原則2: 人権侵害に加担しないよう努力する。

労働基準

原則3: 企業は結社の自由と団体交渉の権利の効果的な承認、...

原則4: あらゆる形態の強制労働の排除

原則5: 児童労働の実効的な廃止および

原則6: 雇用と職業に関する差別の撤廃を支持しなければならない。

環境保護

原則7: 企業は環境問題への予防的なアプローチを支持しなければならない、

原則8: 環境に関し一層の責任をになうためのイニシアチブを取る、および

原則9: 環境に優しい技術の開発と普及を促進する。

腐敗防止

原則10: 企業は、強要と賄賂を含む、あらゆる形態の腐敗の防止に取り組まなければならない。